

○苓北町富岡城公園施設二の丸東角櫓の利用及び管理に関する規則

令和5年3月31日規則第11号

改正

令和6年2月29日規則第2号

苓北町富岡城公園施設二の丸東角櫓の利用及び管理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、苓北町富岡城公園施設設置条例（平成27年苓北町条例第11号。以下「条例」という。）別表第1に規定する二の丸東角櫓（呼称は、「ワーキングスペース富岡城東角櫓」という。以下同じ。）の利用及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 ワーキングスペース富岡城東角櫓の休館日（以下「休館日」という。）は、12月30日から翌年1月1日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要があると認めたときは、休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第3条 ワーキングスペース富岡城東角櫓の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要があると認めたときは、開館時間を変更することができる。

(利用の申請)

第4条 ワーキングスペース富岡城東角櫓を利用する者（以下「申請者」という。）は、利用する日又は利用を開始する日（以下「利用日」という。）の3日前（ただし、土、日、祝祭日を除く。）までに、ワーキングスペース富岡城東角櫓利用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に本人確認書類の写しを添えて、町長に申請しなければならない。この場合において、申請者が未成年者であるときは、その保護者の同意を得なければならない。

(利用日数の制限)

第5条 同一の個人又は団体がワーキングスペース富岡城東角櫓を連続して利用できる日数は7日を限度とする。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(利用の許可)

第6条 町長は、第4条の規定により申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、ワーキングスペース富岡城東角櫓の利用を許可し、ワーキングスペース富岡城東角櫓利用許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

2 町長は、前項の規定による許可に際し、ワーキングスペース富岡城東角櫓の管理運営上必要な条件を付することができる。

3 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、ワーキングスペース富岡城東角櫓利用不許可通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、又は乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあると認められるとき。
- (3) ワーキングスペース富岡城東角櫓の施設、設備等を毀損し、若しくは滅失し、又はそれらのおそれがあると認められるとき。
- (4) 熊本県暴力団排除条例第2条第1号から第4号に該当する者と認められるとき。
- (5) その他ワーキングスペース富岡城東角櫓の管理上支障があると認められるとき。

(利用の取消し又は変更等)

第7条 前条第1項の規定により利用の許可を受けた利用者は、ワーキングスペース富岡城東角櫓の利用を取消し、又は変更しようとするときは、速やかに町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があった時は、これを審査の上、利用の取消し又は変更の可否を決定し、当該利用者に通知するものとする。

(利用の許可の取消し等)

第8条 町長は、条例第13条第1項の規定によりワーキングスペース富岡城東角櫓の利用の許可を取消し、又は変更したときは、利用者に通知するものとする。この場合において、利用者は、直ちにワーキングスペース富岡城東角櫓を原状に回復しなければならない。

(使用料)

第9条 利用者は、別表に定める額により算出（消費税及び地方消費税相当額を含む。）した使用料を納入しなければならない。

2 使用料は、当該使用月分を翌月10日までに納入しなければならない。

(使用料の減免)

第10条 条例第10条の規定による使用料の減免については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 町が利用する場合 全額免除

(2) その他町長が必要と認める場合 町長が定める割合

2 前項の規定による使用料の減免を受けようとする者は、ワーキングスペース富岡城東角櫓使用料減免申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該各号に定めるところにより還付することができる。

(1) 利用者の責めによらない理由により利用することができない場合 全額

(2) その他町長が必要と認める場合 町長が定める割合

(利用者の遵守事項)

第12条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ワーキングスペース富岡城東角櫓を利用する者（以下「利用者」という。）は、条例及び本規則を遵守するとともに、本施設利用責任者の指示に従わなければならない。

(2) 利用者が、ワーキングスペース富岡城東角櫓の施設、設備等を毀損し、又は滅失した場合は、直ちにその旨を町長に届け出なければならない。

(3) 指示された場所以外は、出入りし、又は利用しないこと。

(4) 許可を受けないで、備品、器具等及び附属設備を移動し、又は利用しないこと。

(5) 騒音若しくは怒声を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(6) 利用者が、故意又は重大な過失によりワーキングスペース富岡城東角櫓の施設、設備等を毀損し、又は滅失した場合は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償の全部又は一部を免除することができる。

(7) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年3月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。